

第6編 商工・観光

商・工業

本区は、23区のはほぼ中央に位置し、卸・小売業、百貨店、飲食店、金融業、出版印刷業の集中した経済の中心地区である。

大企業の本社なども多い反面、大部分は中小企業によっ

て構成され、その振興は本区の重要な施策となっている。区では各種振興事業を行い、中小企業をはじめ区内商工業の一層の発展を図っている。

区内商業の現状

区内産業分類別事業所数・従業者数など

(1) 卸売業・小売業

(令和3年6月1日現在)

産業分類	事業所数	従業者数	23区 の 事業所比率
卸売業小計	5,876	人 150,617	% 12.5
各種商品卸売業	27	619	13.6
繊維・衣服等卸売業	896	17,001	17.5
飲食料品卸売業	1,238	24,126	16.9
建築材料、鉱物・ 金属材料等卸売業	1,246	34,543	13.4
機械器具卸売業	1,154	36,400	9.3
その他の卸売業	1,314	37,607	10.4
小売業小計	3,400	43,464	5.1
各種商品小売業	17	5,949	8.5
織物・衣服・身の回り品 小売業	754	7,325	6.5
飲食料品小売業	908	10,750	4.5
機械器具小売業	119	1,703	2.1
その他の小売業	1,251	11,594	5.3
無店舗小売業	351	6,143	7.1
合計	9,276	194,081	8.2

資料 「令和3年経済センサス-活動調査」総務省統計局

◎卸売業の小計には回答不備などで各項目に分類できなかった事業所数、従業者数を含む。

(2) 飲食店

(令和3年6月1日現在)

産業分類	事業所数	従業者数	23区 の 事業所比率
管理、補助的経済 活動を行う事業所	78	人 2,054	% 14.4
食堂、レストラン (専門料理店を除く)	158	2,657	5.4
専門料理店	1,592	15,545	7.8
そば・うどん店	179	1,465	6.4
すし店	262	2,103	11.4
酒場、ビヤホール	711	7,693	5.9
バー、キャバレー、ナイトクラブ	788	4,589	12.3
喫茶店	313	3,059	6.3
その他の飲食店	114	2,552	5.9
合計	4,195	41,717	7.7

資料 「令和3年経済センサス-活動調査」総務省統計局

区内工業の現状

区内産業中分類別事業所数・従業者数など

(令和3年6月1日現在)

産業分類	事業所数	従業者数 (※)送出者を除く	製造品 出荷額等	23区 の事業所比率
		人	万円	%
総数	263	3,575	7,549,754	2.2
食料品製造業	29	655	1,091,013	5.2
飲料・たばこ・飼料製造業	2	4	x	6.5
繊維工業	15	63	118,138	2.8
木材・木製品製造業(家具を除く)	2	3	x	2.7
家具・装備品製造業	4	48	443,727	1.5
パルプ・紙・紙加工品製造業	9	98	114,544	2.0
印刷・同関連業	147	2,030	4,155,689	6.1
化学工業	5	18	40,677	2.5
プラスチック製品製造業(別掲を除く)	6	35	82,176	0.9
ゴム製品製造業	2	4	x	1.0
窯業・土石製品製造業	1	13	x	0.6
金属製品製造業	5	25	135,777	0.3
はん用機械器具製造業	1	3	x	0.2
生産用機械器具製造業	3	17	34,817	0.3
業務用機械器具製造業	6	123	747,080	1.2
電子部品・デバイス・電子回路製造業	2	85	x	1.1
電気機械器具製造業	4	30	56,114	0.8
情報通信機械器具製造業	1	9	x	1.3
輸送用機械器具製造業	1	14	x	0.5
その他の製造業	18	298	374,380	2.1

(※) 送出者 … 他の会社などの別経営の事業所へ出向または派遣している人

資料 「令和3年経済センサス-活動調査報告(産業別集計 東京の製造業)」東京都総務局

◎ 「令和3年経済センサス-活動調査」の製造業について 東京都が集計、編集したものである。

◎ x は秘匿数値である。

従業者規模別事業所数

(令和3年6月1日現在)

従業者規模	事業所数	従業者規模	事業所数
総数	263	50~99人	12
1~3人	104	100~199人	2
4~9人	88	200~299人	—
10~19人	31	300~499人	2
20~29人	15	500~999人	—
30~49人	9	1,000人以上	—

資料 「令和3年経済センサス-活動調査報告(産業別集計 東京の製造業)」東京都総務局

区内事業所の現状

産業大分類別事業所数および従業者数

(令和3年6月1日現在)

区分 産業分類	事業所数										地域別				23区比較		従業者数		
	総数	従業者規模別										京橋	日本橋	月島	23区 総数	比率	総数	23区 総数	比率
		1～4人	5～9人	10～19人	20～29人	30～49人	50～99人	100人以上	出向・派遣 従業者のみ										
農林漁業	19	5	1	5	1	2	1	1	3	8	10	1	308	6.2	411	2,705	15.2		
鉱業、採石業、砂利採取業	3	-	1	-	-	-	-	-	1	-	3	-	47	6.4	22	1,537	1.4		
建設業	998	318	216	164	80	76	69	70	5	416	517	65	29,286	3.4	38,160	403,929	9.4		
製造業	1,286	596	256	169	75	61	62	50	17	598	633	55	32,281	4.0	30,671	419,802	7.3		
電気・ガス・熱供給・水道業	72	25	15	6	2	7	4	6	7	36	28	8	815	8.8	6,259	30,859	20.3		
情報通信業	2,418	718	450	435	192	220	183	190	30	1,272	1,035	110	25,914	9.3	105,874	1,039,716	10.2		
運輸業、郵便業	769	230	168	171	61	50	40	36	13	339	348	82	11,075	6.9	21,218	382,359	5.5		
卸売業、小売業	9,276	3,650	2,224	1,597	551	482	369	328	75	4,324	4,530	422	113,694	8.2	194,081	1,677,392	11.6		
金融業、保険業	1,344	351	187	219	142	133	93	89	130	499	812	33	10,347	13.0	54,354	401,050	13.6		
不動産業、物品賃貸業	2,784	1,758	522	218	63	80	49	47	47	1,398	1,193	193	52,510	5.3	34,147	353,726	9.7		
学術研究、専門・技術サービス業	4,360	2,621	792	430	152	140	106	75	44	2,274	1,901	185	44,101	9.9	48,690	563,378	8.6		
宿泊業、飲食サービス業	4,497	1,961	1,249	772	279	136	47	29	24	2,744	1,400	353	61,195	7.3	48,795	594,665	8.2		
生活関連サービス業、娯楽業	1,325	692	289	174	63	37	26	25	19	840	376	109	32,977	4.0	19,532	258,290	7.6		
教育、学習支援業	470	273	84	58	16	14	10	8	7	234	154	82	13,998	3.4	8,795	279,620	3.1		
医療、福祉	1,490	585	421	233	95	63	41	30	22	755	547	188	38,243	3.9	26,777	642,045	4.2		
複合サービス事業	58	8	23	22	1	3	-	1	-	19	31	8	1,187	4.9	1,109	22,041	5.0		
サービス業(他に分類されないもの)	2,957	1,291	503	376	157	146	152	204	128	1,455	1,378	124	35,721	8.3	132,244	1,041,799	12.7		
合計	34,126	15,082	7,401	5,050	1,930	1,650	1,252	1,189	572	17,211	14,896	2,018	503,699	6.8	771,139	8,114,913	9.5		

資料 「令和3年経済センサス-活動調査」総務省統計局

◎事業所総数には、回答不備などで地域を特定できない事業所数を含む。

商店街振興事業

商店街の法人化支援

区内商店街の組織を強化し、地域環境に適合した個性と魅力ある商店街づくりを促進するため、商店街の法人化を支援するとともに、一定期間組織の運営費補助を行うことにより、区内商店街の活性化と発展を図っている。

商店街美化促進事業補助

個性と魅力を持つ活力ある地域商店街づくりを積極的に支援するため、商店街が自ら整備を行った歩道・街路灯・無料公衆無線LANなどの維持管理に対し、その費用の一部を補助している。

商店街支援事業補助

商店街振興を図るとともに、各商店の経営の安定と地域経済の活性化に寄与することを目的として、商店街などが行う事業に対し補助を行っている。

補助対象事業

イベント事業、活性化事業、組織力強化事業、ビジョン実現事業、地域協力事業、小額支援事業

区内共通買物・食事券事業

消費を刺激し、地域経済の活性化につなげるため、店舗面積が1,000㎡を超える店舗を除く区内中小小売店・サービス業（区に登録した店舗）で使用できるプレミアム付共通買物券を平成12年度から発行している。

令和5年度は、物価高騰など経済回復が不透明であるため、引き続き区内の経済回復を講じていく必要があることから、昨年度と同規模で大規模小売店舗も対象の「区内共通買物・食事券（ハッピー買物券）」を販売した。

1冊12,000円（500円券24枚つづり）分の買物券を10,000円で販売（20%のプレミアム率）。

発行総額 18億円

また、この共通買物券を新生児誕生祝品、敬老祝品およびエコ環境特典品としても活用している。

キャッシュレス決済ポイント還元事業

令和3・4年度において、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた区内事業者を支援するため、キャッシュレス決済事業者と連携し、キャッシュレス決済ポイント還元事業を実施した。

産業振興事業

産業高度化支援事業

区内中小企業の情報化の進展への対応力を高めるため、工業団体自らが行うDTP（デスクトップ・プリプレス）をはじめとする情報技術の研修などに対し、その費用の一部を助成している。

中小企業技術者高度研修助成

中小企業の技術者が、より高度な技術を習得する目的で

専門機関などによる研修を受講する際、その費用の一部を助成している。

工業事業主・従業員宿泊研修

中央区工業団体連合会は、区内中小企業事業主・従業員を対象に企業経営の実情について見聞を広め、経営の参考とするため、工場見学などを行っている。

令和2～4年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため中止した。

中央区産業文化展（へそ展）

本区における産業活動について、その歴史的な歩み、現状、未来への展望などを広く紹介し、区内産業の振興・発展に寄与するとともに、青少年に対する「地域産業教育」に役立てている（隔年実施）。

中央区工業団体連合会60周年記念事業助成

中央区工業団体連合会が創立60周年を記念して実施する事業に対し、助成を行う。

ハイテクセンターランチセミナー

中央区工業団体連合会の会員などを対象に、ハイテクセンターで政治・経済、歴史・文化などの講義を行うランチセミナーを支援している。

商工講座

1 決算指導講習会

中小企業の事業主を対象に記帳指導、決算書作成指導を行い、適正な申告を指導している。

京橋税務署管内では、令和5年2月16日～3月15日の19日間、第一京橋経理指導所で開催、延べ253人が参加した。

2 経営セミナー

商工業経営者および幹部従業員に対し、経営管理上の専門知識と基礎的教養を高めるため、東京商工会議所中央支部・中央区商店街連合会・中央区工業団体連合会と共催で令和4年4月から令和5年3月まで10回開催、延べ202人が参加した。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、オンラインによる開催とした。

3 労働講座

中小企業経営者や労務担当者などを対象に、労働法に関する基礎的知識を高めるため、東京都労働相談情報センターと共催で令和4年12月9日・16日の2日間、区役所8階大会議室で開催、延べ75人が参加した。

中小企業工業関係者表彰

中央区工業団体連合会との共催により、長年にわたり本区工業の振興に貢献した工業関係事業主・従業員の表彰を行っている（隔年実施）。

1 事業主表彰

区内において工業関係同一業種を20年以上経営し、本区工業の発展に貢献した事業主

2 優良従業員等表彰

区内工業関係企業および工業団体事務局に10年以上また

は20年以上勤務し成績優秀な従業員など

商工業振興事業ガイドブックの発行

区内中小企業の事業発展の一助として、区および都・国などにおける産業振興に関する情報を的確に提供するため、商工業振興事業ガイドブックを3年おきに発行する。

起業家塾の開催

区内在住・在勤者で起業（開業）意欲のある方を対象に、起業に必要な基本知識（経営、財務など）を習得するための講習を実施している。

令和5年度は、創業後5年未満の事業者を対象に、経営課題の解決をサポートするなどの講座を新たに実施する。

創業支援事業

開業率の向上を図るため、区内の創業支援事業者と連携し、創業に関連する施策を創業支援事業計画として整理の上推進し、創業支援に向けた取り組みを実施している。

情報化支援事業

商工業の振興や経営の近代化を図るため、区内中小企業などで組織する商工団体および中小企業が行うホームページ開設など情報化事業の経費の一部を助成している。

ホームページ作成セミナー

情報技術（IT）の進展に伴い、インターネットを活用した企業PRや商取引が中小企業経営にとってますます重要となっている。そこで、ホームページを自ら作成し運用できる人材を育成するため、中小企業事業主および従業員を対象に商用Web構築の基礎知識を習得するホームページ作成セミナーを行い、中小企業の活性化を支援している。

中小企業販路拡大支援

新たな顧客の獲得により販路の拡大を目指す区内中小企業および区内中小企業などで組織する商工団体を支援するため、展示会などへの出展経費の一部を補助している。

販路拡大等支援（団体向け）

令和3・4年度において、コロナ禍における新たな顧客確保など積極的な事業展開を支援するため、区内中小企業の共同事業体や商店街などが、販路・受注の拡大、売上の向上などの事業を行う場合、費用の一部を助成した。

経営セーフティ共済加入補助

社会経済状況の変動などによる不測の事態が生じた際の連鎖倒産の防止と、経営の安定を図るため、区内中小企業が倒産防止共済契約を締結し納付した掛け金の一部を助成している。

ECサイト活用補助

区内中小企業が新たにオンライン販売・決済を行うためのECサイトを構築、または利用登録する場合、費用の一部を助成している。

求人説明会

雇用対策促進のため、区内の企業、事業所に対してハ

ローワーク飯田橋と共同で求人申し込みに際しての手続きなどの説明会を行っている。

令和2～4年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため中止した。

若年者合同就職面接会

若年者と求人希望する企業との合同就職面接会を開催し、若年者の就労の機会を確保するとともに、中小企業の人材確保の場を提供している。

職業相談・就職ミニ面接会

職業相談および就職ミニ面接会を開催するとともに、臨床心理士による仕事にまつわる心理カウンセリングを実施し、区民などの就労支援と雇用の安定化を図っている。

令和2～5年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、職業相談は中止した。

未就職学卒者等の就労支援事業

就職氷河期世代などのミドル世代で正規雇用を目指す求職者（区民優先）を対象に、人材派遣会社などにおいて、セミナーやキャリアコンサルティングを通して就労支援を行っている。また、区内中小企業とのマッチング説明会などを実施し、正規雇用への支援を行うとともに、区内中小企業の労働力確保を支援している。

商工業観光事業等振興補助

「中央区商工業観光事業等振興補助金交付規程」に基づき、団体の実施する事業に対して補助を行っている。

店舗・工場等小規模再開発促進

地域生活関連型商業・サービス業および地場産業などの店舗や工場を存続させ、その発展を図るため、店舗などの改築や小規模な再開発を計画している商工業者が単独または共同して一定規模以上の住宅との併設による建設を行う場合、融資あっせんおよび利子補給を行っている（融資あっせんについては、145頁商工業融資参照）。

中央区内景気動向調査

経済活動の現場で働く方を景気ウォッチャー（調査協力員）として委嘱し、それぞれの仕事を通じた景気判断を報告してもらい、この報告を基に区内の景気動向を把握している。

ビジネス交流フェア

区内中小企業の業種を超えた交流および商取引の拡大を目的に、展示会および商談会を組み合わせたビジネス交流フェアを実施している。

日本橋問屋街活性化事業支援

日本橋問屋街の再生と活性化のため、日本橋問屋街活性化委員会が行う活性化事業の経費の一部を助成している。

問屋街産業支援施設「YYパーク」

日本橋問屋街地域の産業を支援し、地域の活性化を図ることを目的とした、タワー型立体駐車場を備えた問屋街産業支援施設を設置している。

所在地 日本橋横山町6-15

☎ (3669) 0858

施設内容 タワー型立体駐車場（収容台数32台）

自転車、カート、コインロッカーの貸し出し
待合・待機スペース

利用時間 午前7時～午後6時

利用料金 駐車場 30分250円

1日6時間以上の利用は一律3,000円

自転車、カート、コインロッカー 無料

休業日 日曜日、祝日、年末年始（12月30日～1月3日）

観光事業**観光商業まつり**

歴史と伝統を誇る本区商業を広く内外に宣伝紹介するとともに顧客サービスと商業意欲の向上を図り、併せて観光客の誘致を促進するため、商店街や百貨店等商業施設などにより観光商業まつり実行委員会を組織し実施している。

時期 10月～11月上旬

主な行事 統一装飾、オープニングイベント、ハロウィンイベント、味と匠の大中央区展など

観光案内標識の設置

本区を訪れる国内外の来訪者が、快適かつ安心して区内観光を楽しめるように、国や都および区の多言語表記の指針に基づき、英語、韓国語、中国語およびピクトグラムを併記した観光案内標識を設置している。

設置数 34カ所

無料公衆無線LAN（フリーWi-Fi）サービスの提供

今後増加することが見込まれる訪日外国人などの受け入れ環境の充実のため、他自治体が提供するサービスとの相互認証機能を持った、無料公衆無線LAN（フリーWi-Fi）サービスを提供している。

アクセスポイント設置場所 中央区観光情報センター
（地下1階、1階）

区内観光案内標識12カ所

江戸バス9台

おもてなしロード 3カ所

観光拠点（観光情報センター）の運営

多言語による観光案内や地域の観光情報を集約・発信する機能を備えた、本区の観光情報提供の拠点となる施設を運営している。

所在地 京橋2-2-1

京橋エドグラン 地下1階・1階

主な提供サービス 多言語（日本語・英語・中国語）による対面案内
フリーWi-Fi、情報検索端末の設置、地域との連携による観光情報の集約および共有、多言語対応ウェブサイトによる情報発信

利用時間 午前9時～午後9時

休館日 原則無休 ※ビルの全館休館日などを除く

地域観光案内施設に対する補助

本区を訪れる外国人旅行者に対し、観光情報センターで集約した情報を区内のさまざまな場所で提供するため、特に外国人旅行者が多く訪れる地域において、地域団体が多言語による観光案内を行う事業に対し補助を行っている。

対象施設 「G Info」銀座5-2-1 東急プラザ銀座1階

「日本橋観光案内所」日本橋1-1-1地先

「ぶらっと築地」築地4-16-2 千社額棟1階

日本橋船着場における舟運活性化事業費補助

日本橋船着場において利用者の利便性の向上と水辺を活用したさらなるにぎわいの創出を図るため、舟運情報の案内に関する事業に対して経費の一部を補助している。

観光プロモーション映像

国内はもとより世界に向けて本区の多彩な魅力を積極的に発信し、訪問先としての本区に対する興味喚起を図るため、中央区の観光プロモーション映像を制作した。中央区役所YouTube公式チャンネルで公開している他、Webサイトへの掲載、観光情報センターでの放映などを行っている。

多言語対応 4カ国語（日本語、英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語）

観光おもてなしスタッフ

中央区観光協会では、観光客に本区の魅力を紹介し、安心・快適に回遊してもらうための取り組みとして、観光おもてなしスタッフ制度を運用している。

種別 日本語観光ガイド、外国語観光ガイド、外国語観光通訳サポーター

活動内容 まち歩きなどの観光ガイド、通訳、観光案内所などでの観光情報の提供・案内など

おもてなし接客講座

区内のお店などで働く従業員が、外国人旅行者に対し心からのおもてなしができるよう、異文化理解を深めつつ、語学・接客のスキルを身に付けることができる実践的な講座を実施していたが、令和4年度に廃止した。

観光振興戦略事業の展開

観光振興戦略のコンセプトである「ほんもの」を「楽しむ」まちづくりに向け、効果的な各種観光事業を推進するため、一般社団法人中央区観光協会が行う観光振興戦略事業を支援している。

中央区観光検定

中央区観光協会では、本区の魅力を区内外の方々に再認識してもらい、「中央区ファン」になってもらうことを目的に、区内の観光スポットや文化財・歴史などを題材とした「中央区観光検定」を実施している。検定に上位合格し希望された方を中央区観光協会特派員として任命する。また検定の合格者で希望者は、講習の受講を条件に観光おもてなしスタッフに登録できる。どちらも区の情報発信や観光活動に寄与している。

中央区観光協会特派員

中央区観光協会が任命する中央区観光協会特派員は、区内の歴史・文化・史跡・名所・グルメ情報などを取材し、「特派員ブログ」で広く発信するとともに、中央エフエムの「特派員の大好き！中央区」や「ウィークリー声の架け橋」コーナーにゲスト出演し、本区の魅力をアピールしている。

また、「まるごとミュージアム」の巡回バスのバスガイドとしても活躍している。

特派員ブログ <https://tokuhain.chuo-kanko.or.jp>

「中央区観光大使・ミス中央」選考会

都市型観光および商業の中心地である本区のPRならびにイメージアップを図るため、中央区観光協会と中央区観光商業まつり実行委員会との共催により、区の公的行事などに参加する「中央区観光大使・ミス中央」3人を選出していたが、令和4年度に事業を廃止した。

観光情報提供事業

中央区観光協会では、区内の観光資源を紹介するためのWebサイトを開設している。区内店舗・企業を目的別に検索できる「コンプリートガイド」、中央区観光協会特派員が区内のさまざまな情報を取材し配信する「特派員ブログ」やSNSを活用するなど、内容と発信方法を工夫しながら提供している。

また、区内の魅力を紹介した観光プロモーション映像や観光写真コンクール入賞作品画像を中央区観光協会Webサイトで公開、貸し出しを行う他、観光情報センターのポータルサイトとも連携・共有化を図り、より深く、よりの確に区内観光事業やスポットが分かるよう情報配信に努めている。

中央区観光協会ホームページアドレス

<https://www.chuo-kanko.or.jp/>

中央区観光ガイドマップの発行

中央区観光協会では本区を訪れる国内外の来訪者に対し、区内の観光名所などを紹介する観光ガイドマップ（日本語版、英語版、韓国語版、中国語（簡体字・繁体字）版）を配布している。また、本区が発祥地とされているものづくり、食や歴史、文化などをまとめた「はじめて物語マップ」のアプリ化を進める。

「わくわくツアー」

中央区観光協会では、中央区文化財サポーターによる地域ごとに歴史スポットや名所・旧跡を巡る「文化コース」、中央区観光協会観光おもてなしスタッフによる区内の老舗や企業などの歴史や魅力などを楽しみながら巡る「産業コース」、名所・旧跡の案内と老舗などに立ち寄り「まち歩き産業コース」のツアーを実施し、広く中央区の観光スポットを紹介している。

また、平成25年度から本物を知る「お江戸満喫まち歩き」と題し新たな観光ルートを地元の団体や企業、他区と連携し、広域コースの創出を行い、旅行会社などに販売してもらえる観光素材を開発している。

中央区観光写真コンクール

本区の特徴ある観光資源を題材とした写真の募集を行い、区内への集客を目的として、中央区観光協会が観光写真コンクールを実施し、区の魅力を広く紹介している。また、選定された作品は画像の貸し出しおよびポストカードの作成に活用している。

オリジナルポストカード・オリジナルグッズの販売

中央区観光協会では、観光写真コンクールの入賞作品などを活用した「オリジナルポストカード」、区内の町名や橋をデザインした「ふるしき」や「てぬぐい」、江戸文字を用いた「ぼち袋」、江戸組紐でつないだ「東京くみひも拍子木」を販売するなど、中央区の魅力や伝統工芸をPRしている。

中央区推奨土産品

中央区観光協会では、魅力ある商品の普及や利便性の向上を図り、販売を促進し新たな顧客の獲得につなげ、今後中央区へ訪れる契機とするため、中央区を代表する土産品として中央区推奨土産品「Central Tokyo Premium Selection」を選定する。

市場橋駐車場の運営

中央区観光協会が運営し、観光バスの予約をWebサイトで24時間受け付けている。

午前9時～午後5時 区内への観光用バス専用駐車場

商工相談・診断

商工相談

中小企業の振興と経営の安定を目的として専門の相談員を配置し、金融、税務、経理など経営全般にわたる商工相談を行っている。

令和2～4年度は、新型コロナウイルス感染症対策緊急特別資金融資、セーフティネット保証4号などの申請を受け付けた。

相談件数（令和4年度）3,982件

なお、中小企業診断士を派遣し相談に応じる出張経営相談も実施している。

他の機関の相談・指導・診断窓口

- 1 東京商工会議所中央支部 ☎ (3538) 1811
- 2 東京商工会議所中小企業相談センター ☎ (3283) 7700
- 3 中小企業庁広報相談室 ☎ (3501) 4667
- 4 (公財)東京都中小企業振興公社総合支援課 ☎ (3251) 7881
- 5 中小機構 関東経営支援課(相談窓口) ☎ (5470) 1620
- 6 東京都知的財産総合センター ☎ (3832) 3656

商工業融資

本区では、商工業振興施策の一つとして、経営の合理化および設備の近代化の促進を図るため、区内中小企業を対象に金融機関を通じて融資を行う「あっせん融資制度」を設けている。

区は指定金融機関（指定金融機関および必要書類一覧は148頁）に一定の資金を預託し、金融機関は、この資金に自己資金を合わせ東京信用保証協会の保証を付けた上で区の定める条件で融資を行っている。

さらに、利子補給制度および信用保証料補助制度を設け利用者の負担軽減を図っている。

平成19年度から町会等加入事業所ならびに区、町会・自治会、防災区民組織と災害時支援協定を締結している事業所に対し負担利率の優遇制度を実施しているが、平成20年度からは高齢者雇用の促進に貢献している事業所、さらに平成21年度からは消防団協力事業所、ワーク・ライフ・バランス認定企業、中央区版二酸化炭素排出抑制システム参加事業所への優遇利率の適用も実施し、その範囲を拡大している。

平成22年度からは、従来の生鮮三品、公害防止に加え、省エネ設備の導入や建物の緑化工事など、さまざまなエコ対策のための資金について、低利な制度を利用できるよう対象を拡大している。

新型コロナウイルス感染症対策として、令和2年3月18日から「新型コロナウイルス感染症対策緊急特別資金」を令和5年3月31日まで実施した。また、令和4年4月1日から「借換資金（新型コロナウイルス感染症対策緊急特別資金）」を令和6年3月29日まで実施している。

また、都制度融資（経営セーフ）を利用した小規模企業者に対して、信用保証料の補助（限度額30万円）を行っている。

その他、平成15年度から商工会議所の推薦により、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資する経営改善資金融資（マル経融資）の利子支払額の30%を最長3年間補助する「経営改善資金融資利子補助制度」を実施している。

商工業融資あっせんおよび貸し付け状況

(令和4年度)

預託		制度名	申し込み		貸し付け		貸付比率 (B/A)
金融機関数	金額		件数	(A)金額	件数	(B)金額	
67	千円 1,200,000	総計	1,851	22,589,249	1,559	16,181,841	71.6
		運転資金	108	2,027,000	87	1,506,000	74.3
		設備資金	17	312,880	10	184,880	59.1
		小規模企業資金	32	326,430	30	282,200	86.5
		小口資金	139	1,044,290	109	647,230	62.0
		年末特別資金	4	12,000	4	12,000	100.0
		創造支援資金	52	436,350	51	366,150	83.9
		店舗・工場等小規模再開発資金	0	0	0	0	-
		経営改善支援資金	103	1,162,700	85	909,850	78.3
		災害復旧資金	0	0	0	0	-
		団体資金	1	5,000	1	5,000	100.0
		小規模企業特例緊急運転資金	3	9,000	3	8,000	88.9
		区融資一本化資金	9	109,853	8	103,279	94.0
		新型コロナウイルス感染症対策緊急特別資金(小口)	190	1,746,800	153	1,082,300	62.0
		新型コロナウイルス感染症対策緊急特別資金	1,071	14,238,800	918	10,123,600	71.1
		借換資金(新型コロナウイルス感染症対策緊急特別資金)	116	1,126,797	96	932,171	82.7
小口借換資金(新型コロナウイルス感染症対策緊急特別資金)	6	31,349	4	19,181	61.2		

◎申し込みから貸し付けに至るまでの日数があるため、貸し付けには前年度申し込み分の一部が含まれている。

商工業融資制度一覧

	制度名	資金用途	区分	融資金額	返済期間	融資利率	利子補給利率 借受人負担利率		保証料補助		
							()内は町会等加入事業者への優遇利率				
継続支援資金融資	運転資金融資 一般運転資金融資 限度額差額融資 小規模企業資金融資	運転資金	一般	2,500万円以内	7年以内 (据置6ヶ月以内を含む)	年1.8%	年 0.9% (年 1.0%)	年 0.9% (年 0.8%)	2 / 3		
			区民	2,700万円以内							
			当初融資利用額と融資限度額との差額				一般	1,200万円以内	年 1.5% (年 1.6%)	年 0.3% (年 0.2%)	全額
	設備資金融資 一般設備資金融資 生鮮三品融資 公害対策融資 省エネ対策融資 小規模企業資金融資	設備資金	一般	2,600万円以内	9年以内 (据置6ヶ月以内を含む)		年 0.9% (年 1.0%)	年 0.9% (年 0.8%)	2 / 3		
			区民	3,000万円以内							
			3,000万円以内				一般	1,200万円以内	年 1.5% (年 1.6%)	年 0.3% (年 0.2%)	全額
			区民	1,400万円以内							
	小規模企業特例緊急運転資金融資	運転資金	300万円以内		2年以内(据置3ヶ月以内を含む)		年 1.75%	年 0.05%	全額		
	年末特別資金融資	運転資金	300万円以内		11ヶ月(据置1ヶ月を含む)		年 1.3% (年 1.4%)	年 0.5% (年 0.4%)	全額		
	小口資金融資	運転資金融資 一般運転資金融資 限度額差額融資 小規模企業資金融資	運転資金	一般	2,000万円以内		7年以内 (据置6ヶ月以内を含む)	年1.8%	年 0.9% (年 1.0%)	年 0.9% (年 0.8%)	2 / 3
区民				2,000万円以内							
当初融資利用額と融資限度額との差額				一般	1,200万円以内	年 1.5% (年 1.6%)			年 0.3% (年 0.2%)	全額	
設備資金融資 一般設備資金融資 生鮮三品融資 公害対策融資 省エネ対策融資 小規模企業資金融資		設備資金	2,000万円以内		9年以内 (据置6ヶ月以内を含む)	年 0.9% (年 1.0%)	年 0.9% (年 0.8%)		2 / 3		
			一般	1,200万円以内						年 1.5% (年 1.6%)	年 0.3% (年 0.2%)
			区民	1,400万円以内							
			一般	1,300万円以内		7年以内 (据置6ヶ月以内を含む)	年 1.5% (年 1.6%)		年 0.3% (年 0.2%)	一般	2 / 3
区民		1,500万円以内	区民	全額							
借換資金融資 (新型コロナウイルス感染症対策緊急特別資金) (令和4年4月1日から令和6年3月29日まで)		借換資金	新型コロナウイルス感染症対策緊急特別資金の残高と同額		7年以内 (据置12ヶ月以内を含む)	年 1.5%	年 0.3%		全額 (差額分補助)		
創造支援資金融資		創造支援資金融資	運転資金 および 設備資金	1,500万円以内 (創業前は自己資金の範囲内で必要額の1/2)		7年以内 (据置6ヶ月以内を含む)	年 1.5%		年 0.3%	2 / 3	
	店舗・工場等小規模再開貸資金融資	設備資金	1億円以内		10年以内 (据置6ヶ月以内を含む)	年 0.9%	年 0.9%	2 / 3			
応援資金融資	経営改善支援資金融資 限度額差額融資	運転資金 および 設備資金	一般	1,300万円以内	7年以内 (据置6ヶ月以内を含む)	年1.8%	年 1.5% (年 1.6%)	年 0.3% (年 0.2%)	一般	2 / 3	
			区民	1,500万円以内					区民	全額	
	借換資金融資 (新型コロナウイルス感染症対策緊急特別資金) (令和4年4月1日から令和6年3月29日まで)		借換資金	新型コロナウイルス感染症対策緊急特別資金の残高と同額			7年以内 (据置12ヶ月以内を含む)	年 1.5%	年 0.3%	全額 (差額分補助)	
	災害復旧資金融資	運転資金 および 設備資金	一般	1,000万円以内	7年以内(据置6ヶ月以内を含む)		年 1.5% (年 1.6%)	年 0.3% (年 0.2%)	一般	2 / 3	
			区民	1,200万円以内					区民	全額	
	団体資金融資	共同事業資金 近代化設備資金	法人	3,000万円以内	6年以内(据置6ヶ月以内を含む)		年 1.1%	年 0.7%	全額 (法人)		
			任意	1,500万円以内							
		法人	5,000万円以内	10年以内(据置6ヶ月以内を含む)	年 0.9%	年 0.9%	なし				
		任意	2,500万円以内								
区融資一本化資金融資	運転資金	2,500万円以内 (貸付残高+ 500万円以内)		7年以内 (据置6ヶ月以内を含む)	年 0.9%	年 0.9%	なし				

◎小口支援資金融資制度は、国の全国統一保証制度の適用を受けた制度である。

◎区民とは代表者が区民のことをいう。

観商
光工

指定金融機関名一覧

金 融 機 関 名				
みずほ銀行	横浜銀行	朝日信用金庫	西京信用金庫	城北信用金庫
三菱UFJ銀行	北陸銀行	興産信用金庫	西武信用金庫	文化産業信用組合
三井住友銀行	北國銀行	さわやか信用金庫	城南信用金庫	大東京信用組合
りそな銀行	東日本銀行	東京シティ信用金庫	昭和信用金庫	第一勧業信用組合
きらぼし銀行	商工組合中央金庫	芝信用金庫	東京信用金庫	中ノ郷信用組合

◎上記金融機関の区内全店舗が指定金融機関となっている。

必要書類

法 人	個 人
1 融資あっ旋申込書	1 融資あっ旋申込書
2 法人登記簿謄本	2 印鑑証明書
3 印鑑証明書（法人・代表者）	3 納税証明書（特別区民税・個人事業税・所得税その1直近1期分）
4 納税証明書（法人都民税・法人事業税直近1期分、法人税その1直近1期分）	4 前年および前々年の確定申告書（控） ・決算書（青色申告の場合） ・収支内訳書（青色以外の申告の場合）
5 決算書・申告書の直近2期分 （別表および勘定科目内訳明細を含む）	5 あっせん申し込みする年の1月から最近までの売上高 確認書類
6 決算翌月から最近までの月次試算表 （直近の決算後、3カ月以上経過している場合）	6 許可・認可証のコピー（許認可が必要な事業所）
7 許可・認可証のコピー（許認可が必要な事業所）	7 事業所賃貸借契約書・家賃領収書などのコピーまたは 自己所有確認書類
8 事業所賃貸借契約書・家賃領収書などのコピーまたは 自己所有確認書類	8 見積書のコピー（設備資金申し込みの場合）
9 見積書のコピー（設備資金申し込みの場合）	9 在留カードのコピーまたは在留資格・在留期間が記載 された住民票（事業主が外国人の場合）
10 在留カードのコピーまたは在留資格・在留期間が記載 された住民票（法人代表者が外国人の場合）	

◎証明書類は発行日より3カ月以内のものに限る。

◎個人事業主の方が中央区民ではない場合、中央区において「事務所、事業所、家屋敷課税」にかかる均等割の納税証明書が必要となる。

小口資金

信用保証協会に利用状況を照会するための「情報提供に関する同意書」

創造支援資金

- ①創業計画書（事業計画書・収支計画書）
- ②職務経歴書
- ③住民税および所得税の納税証明書
- ④雇用証明書または源泉徴収票のコピー
- ⑤自己資金を証明する資料（預金通帳・事前導入事業用設備の領収書のコピーなど）

経営改善支援資金

次の①～③のいずれか

- ①経営改善支援資金融資対象該当届
- ②「中小企業信用保険法」に基づく認定書のコピー（認定を受けた場合）
- ③セーフティネット保証の要件に該当する証明となるもの（売掛台帳、不渡台帳のコピーなど）

店舗・工場等小規模再開資金

- ①建設敷地の登記簿謄本および公図のコピー

- ②借地契約書および地主の建築に係る承諾書（建設地が借地の場合）
- ③建築確認済証のコピー、契約書
- ④資金計画書、事業収支計画書、返済計画書
- ⑤住民票（完成後、当該住宅に居住している代表者・事業主または従業員のもの）

災害復旧資金

罹災証明書など

これらの書類以外にも、担当の経営相談員との面談や金融機関および信用保証協会の審査の過程で、必要な資料の提出を依頼することがある。提出書類は、金融機関や保証協会の申込書類になるため、あっ旋状交付時に返却する。

産業会館

区内を中心とした企業の展示会、商談会および研修、また、区民のためのコミュニケーションセンターとして活用されている。

建物の概要

所在地 東日本橋2-22-4

☎ (3864) 4666

敷地面積 690.93㎡

構造 鉄骨・鉄筋コンクリート造地下1階地上8階建て
(産業会館1～4階、東日本橋住宅5～8階)

延床面積 3,120.37㎡

産業会館 2,306.37㎡

東日本橋住宅 814.00㎡

利用方法

集会室は利用日の2カ月前の1日から、展示室は利用日の12カ月前の1日から申し込みを受け付ける。

連続利用 6日間まで

休館日 年末年始(12月29日～1月3日)

施設内容および使用料

(1) 展示室

室名	使用料(午前9時～午後5時)
2階展示室(423㎡)	42,000円
3階展示室(428㎡)	

(2) 集会室

室名	利用区分 定員	使用料			
		午前	午後	夜間	全日
		午前9時 正午	午後1時 午後5時	午後6時 午後9時	午前9時 午後9時
第1集会室(84㎡)	54人	2,300円	3,000円	3,800円	8,200円
第2集会室(66㎡)	42人	1,900円	2,500円	3,100円	6,800円
第3集会室(42㎡)	24人	1,100円	1,500円	1,900円	4,100円
第4集会室(54㎡)	30人	1,600円	2,100円	2,600円	5,700円
和室(21畳)	35人	2,300円	3,000円	3,800円	8,200円

◎展示室を午前7時～9時までおよび午後5時～10時まで延長で利用する場合の使用料は、1時間(1時間に満たない端数は、1時間とする)につき、1日の使用料の100分の13に相当する額になる。ただし、搬入などで利用する場合の使用料は、1時間(1時間に満たない端数は、1時間とする)につき、1日の使用料の100分の7に相当する額になる。

◎集会室を午前および午後、または午後および夜間と引き続いて利用する場合の使用料は、それぞれの使用料の合算額になる。

◎集会室を午後9時～10時まで延長で利用する場合の使用料は、夜間の規定使用料の100分の20に相当する額になる。

付帯設備

種別	単位	使用料
展示台	1台	100円
商談机	1脚	100円
商談椅子	1脚	100円
16ミリ映写機	1式	3,800円
データプロジェクター	1式	2,000円
ビデオ装置	1式	2,000円

◎付帯設備の使用料は、1日を1回として計算し、集会室を午前のみ利用する場合などについても1回になる。

ハイテクセンター

区内の中小企業の情報化、人材育成、企業間交流などを促進する施設として活用されている。

所在地 八丁堀3-17-9 京華スクエア内

☎ (3551) 3200

利用方法

研修室・展示場は利用日の12カ月前の1日から、会議室は利用日の6カ月前の1日から申し込みを受け付ける。

休館日 年末年始(12月29日～1月4日)

施設内容および使用料

(1) 研修室

室名	利用時間帯	利用単位	使用料
研修室 (110㎡)	午前9時 ～ 午後10時	1時間単位	3,300円／1時間 料金内訳(1時間単位) 室料・パソコン使用料 (21台一括) 3,000円 インターネット使用料 300円

◎インターネットを利用しない場合の使用料は3,000円／1時間になる。

(2) 展示場

室名	利用時間帯	利用単位	使用料
展示場 (35㎡)	午前9時 ～ 午後10時	1日単位	2,700円／1日

(3) 会議室

室名	利用区分 定員	使用料			
		午前	午後	夜間	全日
		午前9時 ～ 正午	午後1時 ～ 午後5時	午後6時 ～ 午後10時	午前9時 ～ 午後10時
第1会議室 (40㎡)	人 27	円 1,000	円 1,300	円 1,300	円 3,200
第2会議室 (60㎡)	人 45	円 1,600	円 2,100	円 2,100	円 5,200

◎会議室を午前および午後、または午後および夜間と引き続いて利用する場合の使用料は、それぞれの使用料の合算額になる。

附帯設備

データプロジェクター 使用料	1回2,000円(1日を1回とする)
インターネット 使用料	1時間300円(会議室にパソコンを持ち込んだ場合のインターネット接続料)

◎データプロジェクターは、会議室の1利用区分のみの利用についても1日の利用とみなす。

◎この他に企業交流の場として、ロビーを利用者に開放している。

公益財団法人 中央区勤労者サービス公社「レッツ中央」

所在地 銀座4-9-8 NMF 銀座四丁目ビル2階

☎ (3546) 8610

ホームページアドレス

<http://www.chuo-tokyo.com>

公益財団法人中央区勤労者サービス公社は、昭和62年4月発足の中央区勤労者共済会を平成7年4月に発展的に解消し設立された財団法人中央区勤労者サービス公社が、国の公益法人制度改革のもと平成24年4月1日に公益財団法人に移行したものである。区内の中小企業勤労者などを対象に総合的な福祉事業を行い、もって中小企業の振興と地域社会の発展に寄与することを目的としている。

なお、平成15年3月28日に愛称名を「レッツ中央」とした。

会員数 (令和5年4月1日現在)

・事業所数 1,671事業所

・会員数 9,433人

入会資格

・区内の中小企業（従業員300人以下）に勤務する勤労者と事業主

・区内に居住し区外の中小企業（同上）に勤務する勤労者と事業主

会費など

入会金 200円、会費 月500円

主な事業

事業名	内容
1. 生活安定事業	(1) 果物等産地直送の割引あっせん
	(2) クオ・図書・ジェフグルメ・ギフトカードなどの割引販売
	○ (3) 指定店（百貨店・専門店）物品購入などの割引
	□ (4) 生活設計相談会・生活設計セミナーの実施
2. 健康維持増進事業	○ (1) 人間ドックの割引・補助
	(2) インフルエンザ予防接種の費用補助
	○ (3) 温浴施設、スポーツ施設の割引・補助
	(4) メンタルヘルスカウンセリングの実施
	□ (5) 健康セミナー、健康予防講座の実施
3. 自己啓発事業	△ (1) 新規就職者講座、パソコン講座、話し方セミナー、簿記講座、料理教室など講座の実施
	△ (2) カルチャースクールの割引・補助
	(3) 公開講座受講料、資格試験受験料補助
4. 余暇活動事業	○ (1) 年間および冬季指定宿泊施設の割引・補助
	□ (2) 夏季宿泊施設借上
	○ (3) バスツアーの割引・補助
	(4) 観劇、コンサート、映画、スポーツ観戦、食事券など各種チケットの割引販売
	○ (5) 遊園施設、協定レジャー施設の割引・補助
	△ (6) バスツアー（助成）、東京湾ディナークルーズ、ボウリング大会、ゴルフ大会などレクリエーション事業の実施
5. 給付事業	(1) 給付金（祝金、弔慰金、見舞金）の支給

◎その他1～4に関わるサービスとして、会員向けに民間福利厚生サービスを提供。

◎対象者 無印：会員、○：会員・登録会員、△：会員・登録会員・一般勤労者、□：会員・登録会員・一般勤労者・区民
 なお、「一般勤労者」は会員以外の区内中小企業勤労者および事業主などをいい、「登録会員」は割引利用者として登録した一般勤労者をいう。

◎表中「割引・補助」と記載されている場合の補助対象は会員のみ。

運営・機構

公社の業務執行の決定、理事の職務執行の監督をする理事会（理事長を含む17人）と、理事の職務執行の監査および監査報告を作成する監事（2人）が置かれている。また、理事・監事の選任、解任および公社の計算書類の承認などを決議する評議員会（19人）と評議員の選任、解任を行う評議員選定委員会（5人）が置かれている。

公社の職制は、次のとおりである。

(令和5年8月1日現在)

理事長 宮入正英

副理事長 田中智彦・森山照明

常務理事 田中 武

事務局長 清水一実

観 光

中央区は、江戸開府以来、江戸城の城下町として発達した歴史と伝統を持ち、名所、史跡がいたるところに所在する。また、現在においても本区は、各種の情報・文化・物流・アミューズメント・ショッピング・ファッション・グルメなどの中枢となっている。さらに、新幹線が集中し、首都東京の表玄関である東京駅八重洲口、成田国際空港や東京（羽田）国際空港との接続点となっている日本橋箱崎町の東京シティアターミナルなど陸と空の玄関を抱え、外国からの観光客が訪れる物理的条件を備えている。

ここに本区内の各地域の地域特性、観光資源を紹介する。

地域特性・観光資源

銀座

銀座付近は、慶長8年（1603）ごろ埋め立てられた。幕府は、同17年銀座役所を置き、堺の職人大黒常是に銀貨を鑄造させた。銀座の名はこれに由来し、後年銀座役所が日本橋蛸殻町へ移った後もその名称はここに残った。銀座二丁目7に銀座役所跡の碑がある。

明治5年、煉瓦街建設の際、銀座通りにはわが国で初めて歩車道の区別がつけられ、街路樹が植えられとともにガス街路灯も設置された。京橋橋畔に煉瓦銀座之碑とガス街路灯柱、新橋橋畔に銀座柳の碑がある。

現在の銀座は、多くの百貨店や国内外の一流店が立ち並ぶ世界的なメインストリートであり、画廊・ギャラリーが多いことも特徴となっている。

劇場なども多い。歌舞伎座（銀座四丁目12番15号）は明治22年開場、福地源一郎の命名。その名の通り歌舞伎の殿堂として多くの名優が芸を競った。桃山式宮殿の外観は壮麗で、この辺りの旧町名、木挽町の歌舞伎座として広く内外の愛好者に親しまれている。歌舞伎座は平成22年老朽化のため閉場し、3年間の建て替え工事を経て、平成25年4月2日装いも新たに開場した。

また、新橋演舞場（銀座六丁目18番2号）は大正14年開場。新橋芸妓連の歌舞練習場でもあり、付近には料亭も多い。この他、内外の優秀映画の封切館が至る所にある。

朝日新聞社は、昭和55年に有楽町から築地五丁目へ移ったが、かつては滝山町（現銀座六丁目）にあり、ここで石川啄木が明治42年3月から45年4月13日、27歳でこの世を去るまで勤務した。没後60年の際、銀座の人々が朝日新聞社跡に歌碑を建てた。

平成28年3月、数寄屋橋交差点の一角に「東急プラザ銀座」がオープンし、1階には銀座の観光案内所「G Info」が開設され、地域の情報発信を行っている。

平成29年4月には、松坂屋銀座店の跡地を含む銀座六丁

目に「GINZA SIX」がオープンした。

京橋・八重洲

京橋は、慶長年間（1596～1614）初架。庶民に親しまれた橋で、このことは東京市が15区制となった時、京橋区が生まれたことから分かる。

京橋北詰西側に江戸歌舞伎発祥の碑がある。元和8年（1622）江戸下りの猿若勘三郎が近くの中橋に中村座を開設したことを記念するものである。この隣には、大根河岸青物市場跡の碑もある。東側は江戸時代、房総、常陸方面から1日50,000本の真竹を集めた竹河岸だった。

京橋一丁目にはブリヂストン美術館から館名が変更されたアーティゾン美術館が、令和2年1月にリニューアルオープンした。

また、京橋三丁目7番6号には映画に関する資料を公開する国立映画アーカイブがある。

平成28年秋には、中央区の観光情報の拠点となる「中央区観光情報センター」が京橋二丁目の「京橋エドグラン」内にオープンし、国内外の方々へ観光情報を発信している。

八重洲は、徳川家康の信任を得て日本に定住したオランダ人航海士ヤン・ヨーステンの拝領屋敷があったことになんだ地名。

令和5年3月、東京駅八重洲中央口の目の前に、バスターミナルやホテルなど、多様な用途で構成された複合施設「東京ミッドタウン八重洲」がオープンした。

浜離宮恩賜庭園

江戸時代、将軍鷹狩りの地であり、明治以降は皇室の宴遊地として多くの外国貴賓が招かれた。戦後東京都に移管され特別名勝および特別史跡となった。広さ約250,215㎡の園内は、江戸時代発達した大名庭園の典型で、幽深い広大な林泉は四季の変化に富み、都民の憩いの場として好適である。

築地

一般に築地の魚河岸として知られている旧東京都中央卸売市場築地市場は、関東大震災（大正12年）後、日本橋橋畔の旧魚河岸から移転した。水産物の他、青果物、鳥卵などの生鮮食料品全般を扱っており、東京都および近県の台所といわれた築地市場は、平成30年10月江東区豊洲に移転し、閉場した。

汐留方面から築地市場跡地の一部を貫き、築地大橋、勝どき、晴海、豊洲方面へと続く環状第2号線が令和4年12月に開通し、豊洲市場をはじめとした周辺施設との交通網が広がった。

旧市場に隣接した築地交差点付近に俗に場外市場じょうがいしじょうとよばれる地区がある。食料品からかっぱう品具、雑貨などの卸

問屋や小売店街であり、買物客・観光客でにぎわっている。

旧築地市場のすぐそばにある波除稲荷神社（築地六丁目20番37号）は、万治年間（1658～1660）当時の埋め立てをなす際、波浪が堤防を破壊し、工事の進捗を遅らせたが、海中から拾い上げた神体を祭祀し、祈願したところ波浪が静まったことに始まると伝えられる。

浄土真宗本願寺派本願寺築地別院（築地三丁目15番1号）は当初、旧日本橋橋町にあったが明暦の大火（1657）の後、現在地へ移り、平成23年本堂および周囲の大谷石積塀が国の登録有形文化財に登録されたのを機に「築地本願寺」と改称された。当時の伽藍は門徒である近くの佃島漁民が協力完成したもので、延宝8年（1680）完成を祝うとともに祖先の霊を祭るために彼らが踊った念仏踊りの一種が今の佃島に残る盆踊りといわれる。

昭和9年古代印度様式に近代風を調和した石造大伽藍が竣工、境内には九条武子歌碑、蘭方医土生玄碩、画僧酒井抱一、赤穂義士間新六らの墓や供養塔がある。赤穂義士は吉良邸引揚後、永代橋から鉄砲洲の旧藩邸を懐かしみ、この寺を通して泉岳寺へ向かったといわれる。築地本願寺は、平成26年に国の重要文化財に指定された。

また、この辺りは演劇関係の見どころが多い。築地小劇場が開場したのは大正13年6月13日である。ドイツ留学から帰国した土方与志は、小山内薫と提携してこの小劇場を建設し演劇革新ののろしをあげた。歌舞伎の伝統からまったく離れた新しい思想の器としての新演劇の誕生である。築地小劇場はその拠点であったが、小山内薫の死後、分裂し解散した。（築地小劇場跡、築地二丁目11番13号）

新富座は、寛文年間（1661～1672）旧木挽町に開場してから幾多の変遷改名の後、明治10年海軍軍楽隊の演奏のうちに新富二丁目6番1号（現京橋税務署）に開場した。文明開化の象徴としてガス灯を照明に用いたことで有名である。

平成24年夏には築地場外市場の総合案内所「ぶらっと築地」が、平成28年には小田原橋棟と海幸橋棟の2棟からなる「築地魚河岸」がオープンした。

明石町

神奈川条約締結（1854）の後、江戸居住を希望する外国人が多かったため、明治初年から32年まで、今の明石町一帯に限り外人居留地とし、交易を自由にした。以来この付近は洋風文化輸入の拠点となり、アメリカ公使館跡、電信創業の地、指紋研究発祥の地、慶應義塾発祥の地、蘭学事始の地、聖路加国際病院など、文明開化の史跡が至るところにある。

隅田川辺には、聖路加ガーデンと隅田川の親水公園である明石町河岸公園があり、観光スポットとなっている。

新富・入船・湊

この辺りは、大都市における情報・文化活動に不可欠な印刷、製本関係企業が特に集まっている。

日本印刷会館（新富一丁目16番8号）の3階には、印刷図書館があり、内外の印刷関係図書、資料を収集し、業界だけでなく広く一般に公開している。

鐵砲洲稲荷神社（湊一丁目6番7号）は、船乗りの信仰を集め「みなといなり」ともいわれる。平安初期の承和8年（841）今の馬場先辺りに当時の住民が、天地の恵みに感謝して祭ったのが始まりで1,100余年の歴史を持つ。祭礼（5月上旬）の際、神楽舞が奉納される。

八丁堀・新川

八丁堀の地名は、寛永年間、通船の便を図った堀の長さが八丁余（約900m）あったことによる。江戸の町奉行所勤務の与力・同心の居住区となっていた。現在は、商工業と住宅の入り混じった地域となっている。

新川という地名は万治2年（1659）河村瑞賢が新しく開いた掘割の名に由来する。この掘割を利用してまず材木商、次いで酒問屋が立ち並んだ。関西の灘からここへ運ばれる清酒は、吉野杉の樽につめられ太平洋の荒波に約20日間もまれ、程よく杉の香が付き、「下り酒」あるいは「富士見酒」と呼ばれ賞味された。今も酒問屋の名残りが残り、酒問屋に崇敬されているのが新川大神宮（新川一丁目8番17号）である。

江戸時代から海運業にゆかりの深い土地で、明治維新の後、国際的視野の中で立ち遅れの目立った海運界を充実させるため、大久保利通の意見書により、新川一丁目30番付近に東京海洋大学の遠い前身にあたる「三菱商船学校」が開設された。この場所は、隅田川の河口であり、海上交通の要衝であった。船員教育発祥の地の碑がある。

日本橋

日本橋は慶長8年（1603）初架。翌年「五街道の制」が確立されてからは、日本の中心・江戸繁栄の象徴となって今日に至っている。また、平成11年5月には、使用されている道路橋として、初めて国の重要文化財に指定された。橋の中心部には、日本国道路元標が埋め込まれている。旧東京市道路元標は、昭和46年3月に橋の北詰西側に移され、記念として残されている。

道路元標より主な都市への里程は次のとおりである。

横浜市	29km	名古屋市	370km
京都市	503km	大阪市	550km
下関市	1,076km	鹿児島市	1,469km
千葉市	37km	宇都宮市	107km
新潟市	344km	仙台市	350km
水戸市	118km	甲府市	131km
青森市	736km	札幌市	1,156km

昭和43年5月に、日本橋の保存美化を図るため名橋「日本橋」保存会が結成され、周辺環境整備に努めている。

毎年4月には春の名橋「日本橋」まつりが、7月には橋洗いが実施されている。

江戸時代、橋の南詰西側に高札場があった。御禁制や公告の掲示をしたところでこの種の場所としては最も有名であった。このかわいも明治初年はさすがに寂れたが、ガス灯がとまり、鉄道馬車が通るに及び、以前に倍するにぎわいを取り戻した。

今のルネサンス式石橋は、長さ約49m 幅約27m で、欄干の麒麟は東京の繁栄を、獅子は東京の守護を表現している。明治44年完成。8個の灯柱は青銅で、当時の東京美術学校の制作。橋名は徳川慶喜の筆である。

北詰東側一円が旧魚河岸で、佃島の漁民森九左衛門らが将軍に日々上納したその余りの鮮魚を舟板の上に並べたことに始まり、関東大震災（大正12年）まで江戸および東京の台所として活況を呈した。橋畔に乙姫の記念碑がある。

平成29年には日本橋「花の広場」に日本橋観光案内所がオープンした。

日本橋および日本橋室町一帯は、江戸の商業発祥地として早くから商店街を形成した地域であり、本区の陸の玄関東京駅にも近く、今なお三越日本橋本店、日本橋高島屋の百貨店をはじめとして、老舗やわが国の産業を代表する各方面の企業が軒を並べている。

近年、日本橋地区の再開発が進み、平成16年のCOREDO 日本橋（コレド日本橋）や三越日本橋本店新館のオープン、平成17年の日本橋三井タワー、平成22年のCOREDO 室町（コレド室町）、YUITO（ユイト）の完成、平成26年にはCOREDO 室町（コレド室町）2・3、平成30年秋には、日本橋高島屋 S.C.、令和元年にはCOREDO 室町テラスがオープンするなど、日本橋に新名所が誕生している。

日本橋郵便局（日本橋一丁目18番1号）は、駅通司四日市郵便役所（今の東京中央郵便局）のあったところで郵便発祥の地の記念碑がある。

日本銀行（日本橋本石町二丁目1番1号）のあるところは、江戸時代、金座のあったところである。

日本銀行前の外堀にかかる旧常磐橋は、開府当時の江戸城正門跡で、明治10年、西洋式石橋の始まりとなった。常磐橋は東日本大震災によって損傷し修復中だったが、令和3年、創建時の姿に復元された。堀向こうの石垣は慶長年間（1596～1614）の原型を今に伝え、その一角にこの保存に努力した渋沢栄一の銅像がある。

すぐ近くの一石橋橋畔には、迷子知らせ石標がある。安政4年（1857）近くの西河岸の家主達17人が建立したもので、高さ約1.8m。正面に朱で「満よひ子の志るべ」左面に「たづぬる方」右面に「志らする方」と彫り、年ごろ、面体、格好、履物、衣類などを書いた紙を貼るようになっていた。

兜町・茅場町

この辺りは、東京証券取引所を中心として証券会社が集中し、日本のウォール街ともいわれ、わが国の産業のパロ

メーターとなっている。

東京証券取引所（日本橋兜町二番1号）は明治11年東京株式取引所として創立、昭和42年社団法人として改組、さらに、平成13年株式会社として改組、現在に至っている。また、平成11年に株券売買立会場は閉場し、跡地は現在、「東証 Arrows」としてオープンし、新たな東京市場のシンボルとなっている。さらに、令和3年には新たなランドマーク「KABUTO ONE」が誕生した。

日本橋茅場町一丁目には、日枝神社日本橋撰社や俳人室井其角の住居跡がある。

小伝馬町

小伝馬町はかつて、六本木という宿場であったが、江戸時代は伝馬町牢屋敷の所在地として知られた。安政の大獄では吉田松陰らが万斛の涙をのんでたおれた地でもある。現在は明るい十思公園となっている。その一隅には、吉田松陰先生終焉之地の碑がある。また、根府川石に松陰辞世の歌が刻まれている。

十思公園にある銅鐘は、かつては本石町にあり、「石町の鐘」として江戸市民に親しまれた時報鐘である。この鐘楼下で、与謝蕪村が夜半亭と号して俳諧のつどいを開いたりもした。付近に長崎から毎年参府するオランダ商館長「カピタン」の定宿長崎屋のあったところから「石町の鐘はオランダまで聞こえ」とうたわれた。昭和36年には、これらの史跡を織り込んだ小伝馬町音頭が作られた。

べったら市

べったら市は、えびす講のいわば前夜祭で、翌日のえびす講で用いる道具や魚、野菜を売る市であったが、今は大根のこうじ漬で知られている。毎年10月19日、20日に中央区観光商業まつりに協賛して開催されており、寶田恵比寿神社・梶森神社の付近は、たくさんの露店でにぎわう。えびす講は、同業者または同一地域の人たちが、福神であるえびすを祭り、商売繁盛を祈る行事。

寶田恵比寿神社（日本橋本町三丁目10番11号）は、徳川家康が入府し、江戸城を拡張した時、宝田村にあった神社を現在地に移したもの。恵比寿神木像は運慶の作と伝えられ、家康公から贈られたものという。

梶森神社（日本橋堀留町一丁目10番2号）は、約1,000年前の創建と伝えられる。藤原秀郷が平将門討伐の時、ここに祈願し、勝利を得たという。（日本橋本町、小伝馬町、大伝馬町、堀留町一帯）

歳の市

薬研堀不動院（東日本橋二丁目6番8号）は、江戸時代より羽子板市で有名である。今も12月26日から3日間、羽子板や正月用品を売る「歳の市」が立ち江戸の情緒を伝えている。付近の商店街もこれに協賛し、在庫品などの放出を兼ねた歳末大売出し出庫市を行い、大いににぎわう。

薬研堀不動尊の名の由来については医師の用いる薬研と

いう道具に似た形の堀が近くにあったためという。(東日本橋一帯)

馬喰町・横山町

繊維問屋をはじめ、身辺雑貨、文房具、かばん、袋物の問屋が軒を連ねる特色ある街である。江戸開府以来続いている問屋街のルーツであり、問屋街としては全国一の規模を誇る。また、横山町大通りは江戸時代の奥州道であり、明治に入っても鉄道馬車の通るメインストリートであった。

人形町

人形町の地名は比較的新しいが、「切られ与三」の芝居で有名な玄治店跡があり、今も下町情緒があふれた活気ある商店街となっている。

毎年8月上旬にせともの市、11月上旬には町名の由来となっている人形市が開かれる。

近くの水天宮(日本橋蛸殻町二丁目4番1号)は文政元年(1818)三田の有馬邸に当時の藩主有馬頼徳が、領地久留米より水天宮の分社を建てたのが始まりで、明治5年現在の地に遷社した。安産と水難、水商売などに御利益があるという。平成25年3月1日より建て替え中のため、仮宮(日本橋浜町二丁目30番3号)へ遷宮していたが、平成28年4月8日より新社殿に移った。水天宮は、小網神社(日本橋小網町16番23号)、住吉神社(佃一丁目1番14号)および台東区内の五つの神社とともに毎年正月、下町八社参りにぎわう。

銀杏八幡宮(日本橋蛸殻町一丁目7番7号)は創建時不明の古祠であるが、社前に銀杏の老樹があるので銀杏八幡と称せられる。

また、箱崎町には新東京国際空港との接続点である東京シティエアターミナルがある。

浜町・隅田川

浜町は開府当時、文字通りの海浜であったが幕末は武家地となった。隅田川河畔の浜町公園は、旧熊本細川藩の庭園で清正公寺もその一隅にある。

かつて、今の浜町公園の辺りから両国橋辺りまで隅田川沿いに往来があり、浜町河岸と呼ばれた。浜町河岸は、新内流しが聞かれるなど風流なところだったという。浜町公園の改修によって、今なお当時をしのぶ隅田川の眺望が楽しめるようになった。

明治座(日本橋浜町二丁目31番1号)は、場所も何度か移り、名称も喜昇座、久松座などと変ったが、電灯を最初に使用した劇場として明治26年ここに開場した。黙阿弥の名作を多く初演した。

明治座前の通りは金座通りと呼ばれ、昔の金座(今の日本銀行のところに)運搬する材料を浜町河岸から陸揚げして運んだ道である。

月島・勝鬨橋

日清戦争の勃発(明治27年)により、新興の町月島は、

造船業、鉄工業を中心に大いに活気づいた。明治29年に開始された「月島の渡」は徹夜で渡船を行うほどだったという。明治38年旅順陥落に際し「かちどきの渡」が始められた。月島の一層の発展により勝鬨橋が架けられた(昭和8年着工、15年竣工)。全長246m、中央部約80mが約70秒で上方70度に跳ね上がるシカゴ型可動橋であるが、橋上交通量の増加および隅田川を大型船舶が通行しなくなったため、昭和45年以来開閉していない。

現在の月島は、再開発により高層化され、月島名物となっているもんじゃ焼店などで商店街もにぎわっている。

佃島

佃島は、正保のころ(1644~47)摂津国佃村の漁民が移住以来、将軍へ日々の鮮魚などを献じた。特に白魚は将軍の食膳に不可欠なものだったといい、今も佃の漁業協同組合には葵の紋入りの白魚献上箱を伝えている。昭和41年まで白魚まつりが行われていた。佃煮も有名で、今も海の香りがあふれる場所である。

佃島の盆踊は、延宝8年(1680)日本橋橋町から築地に本願寺が移った時、佃島の漁民が祖先の霊を祭るために網干場で踊った念仏踊りにはじまる全国でも珍しいものである。

住吉神社は正保のころ、大阪の住吉神社の分霊を移したもので、佃から月島一帯の氏神となっている。江戸時代は廻船問屋筋の信仰を受けた。今なお多くの古文書を伝えている。今の建物は明治3年に完成したものだ。

3年に1度、8月上旬に4日間行われる大祭には、江戸三大ばやし(葛西ばやし、神田ばやし、佃ばやし)の一つである佃ばやしにはやされながら、約三百貫の八角みこしが繰り出し、五反のぼりや獅子がしらのみ合いに全島沸きかえる。佃島の盆踊とともに郷土の誇りとなっている。

かつて人足寄場が置かれ石川島と呼ばれていた一帯には、現在リバーシティ21という隅田川河口のウォーターフロントを象徴する高層住宅群と、石川島灯台のモニュメントを中心とした都心の憩いの場として佃公園がある。

晴海

銀座から車で5分の至近距離にあり、晴海一丁目の再開発で誕生した「晴海アイランド トリトンスクエア」はオフィスや個性的な店舗が揃うタウンスポットとして定着してきた。また、晴海埠頭は東京湾の客船ターミナルとして、内外の豪華客船が寄港し、陸の玄関東京駅に対し、海の玄関となっていたが、令和4年2月20日に閉鎖した。

また、東京2020大会の選手村として使用された晴海五丁目は、令和4年10月、カフェなどを併設した晴海ふ頭公園や晴海緑道公園も開園し、大会のレガシーとしての銘板が設置されるなど整備が進められている。

佃大橋

昭和39年架橋。長さ220m、幅25m、高さ8.35m。佃大橋

架橋までは「佃の渡し」が運行されていた。正保のころの手漕渡船にはじまり、民営から東京市営、中央区営と移った。約200mの渡河に約3分を要し、28人の係員が交代で朝6時から夜10時まで平均15分おきに1日65往復し、1日1万人前後の利用者があったが、昭和39年夏、佃大橋架橋とともにその懐かしい姿を消した。

中央大橋

平成5年架橋。橋の中央にはパリ市から贈られた、帆船を抱いた女神のブロンズ像「メッセンジャー（フランス人彫刻家ザッキン作）」が飾られている。

中央区「おはこ十八景」・「夜景八選」

平成19年3月「中央区制60周年」に当たり、中央区観光協会が昭和57年に選定した中央区八景に、投票を参考に選定した新たな中央区十景を加え、十八景とした。

名称も新たに、江戸歌舞伎発祥の地である本区の特徴を生かし、歌舞伎十八番の“^{おはこ}十八番”にちなみ中央区「おはこ十八景」とし、併せて夜景を楽しむことができるスポット中央区「夜景八選」も同時に選定した。

中央区「おはこ十八景」

1. 隅田川8橋
2. 築地本願寺
3. 日本銀行本館
4. 聖路加国際病院聖ルカ礼拝堂とトイスラー記念館
5. 日本橋・京橋・銀座中央通り
6. 佃島とりバーシティ21
7. 三井本館と三越日本橋本店
8. 人形町通りと甘酒横丁
9. 日本橋七福神
10. 中央区の祭
11. 安産の水天宮
12. お江戸日本橋
13. 銀座
14. 浜離宮庭園
15. 朝の築地市場（平成30年閉場）
16. 歌舞伎座
17. べったら市
18. 東京港晴海埠頭（令和4年閉鎖）

中央区「夜景八選」

1. 東京湾大華火祭（平成28年度から休止）
2. 勝鬨橋

3. 和光（セイコーハウス銀座）
4. 東京湾の夜景
5. 隅田川テラスと屋形船
6. 晴海アイランド トリトンスクエア
7. 永代橋
8. 中央区の盆踊り